

移動等円滑化取組計画書

2023年6月16日

住 所 広島市西区三篠町3丁目14-17

事業者名 広島交通株式会社

代表者名 代表取締役 前 泰弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

低床バスを計画的に導入しているが、依然として低床バスの比率は高くない。高齢者、障がい者の方への移動等の円滑化を推進するため引き続き、低床バスを計画的に導入する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	計画的に導入する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供 乗降支援	必要に応じて行先・乗降場所等を親切丁寧に案内する。 積極的に声掛けや乗降サポートを実施

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降支援	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き、介助者との連携により、障がい者（知的）の方のバスを利用した移動が可能となるように取り組む。 ・移動等の円滑化を推進するため、乗務員の合理的配慮を向上させる教育を実施。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供の拡充	ウェブサイト等でノンステップバスの運行状況が把握できるように必要に応じて改修を図る。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員・職員の技術向上	お客様のご意見等を社内で共有し、社内研修等でより合理的配慮が行き届くような訓練を実施して移動等の円滑化を推進する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗車支援	沿線の児童や園児にバスの乗り方教室等を開催して車いすでの乗降体験や死角・優先席への理解を深める策を講じる。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

ウェブサイトや電話等、利用者様からのご意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。